

7 プランに関連する具体的な動き

(1) 文部科学省が進める教育改革

【学習指導要領の改正】

文部科学省では、現在、初等中等教育の改革と大学の構造改革を進めており、中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を踏まえ、[確かな学力]を育成し、[生きる力]を育むという新学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るために、平成15年12月26日付けで、小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領等の一部改正を行ったところです。

【若者自立・挑戦プラン】

若年者の雇用問題に対し政府全体として対策を講ずるため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府の関係4省では、平成15年4月に関係4大臣による「若者自立・挑戦戦略会議」を発足させ、同年6月には、教育・雇用・産業政策の連携強化等による総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プラン」を取りまとめています。文部科学省では、同プランに基づき、小学校段階からの勤労観、職業観の醸成、企業実習と組み合わせた教育の実施、いわゆるフリーターの再教育、高度な専門能力の養成など、それぞれの立場に応じた支援策を「キャリア教育総合計画」として具体化し、将来を担う若者の人間力強化を目指しています。

【子どもの居場所づくり新プラン】

文部科学省では、平成16年度から3ヵ年計画により、子どもたちの思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさは、学校生活だけで身に付くものではなく、家族や同じ地域で暮らす多くの人々たちとふれあいながら得られるものという考えから、地域と家庭と学校が一体となって子どもたちを育てていく、という社会環境をもっと日常的なものとするを目標として、全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、「子どもの居場所」をつくり、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、学校、家庭、地域が一体となって取組む「子どもの居場所づくり新プラン」を実施しています。

(2) 川崎市における教育関連の検討、協議

【幼保一元化に向けた調査検討】

本市では、「幼保一元化」について、縦割り行政による年齢や保護者の就労形態の如何によって区別することなく、多様な機会の選択を保障するという観点から、総合的な子育て支援策を目指して、市内の既存の教育・保育資源を活かし、民間の子育て支援施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化が実現するように取組を進めてきました。

【特別支援教育について】

国際的な潮流や国の動向、本市における障害児教育の現状と課題を踏まえ、従来の特設教育で対象としてきた範囲に、LD、ADHD、高機能自閉症を加え、障害のある児童生徒に対し、関係機関、地域と連携した、総合的な支援体制を確立することを目的として、「川崎市特別支援教育検討委員会」を設置し、今後の本市の特別支援教育の基本方針や特別支援教育を推進する上での教育システムの見直し及び人材区政計画、施設の整備計画について、検討を重ねてきました。

【高等学校教育振興計画について】

現在、川崎市高等学校教育振興計画に基づき、高等学校定時制課程のあり方、学校間連携のあり方、教職員の人事交流のあり方の3点について、それぞれ委員会（諮問機関）を設置し、高校教育の抱える問題点や現状の把握を行い、今後の方向性について検討してきました。

(3) 外部監査と教育委員会事務事業改善プラン

平成15年度、教育委員会及び関連業務を行う財団法人を対象として、地方自治法に基づく包括外部監査が実施されました。監査は多岐、多方面にわたりましたが、それぞれ12項目にわたる監査結果と意見が教育委員会に対し、出されました。その中では、事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘されております。教育委員会としては、この指摘・意見を重く受け止め、「事務事業改善プラン - 改善の考え方と主な取り組み - 」を作成し、事務事業執行のあり方等の総点検を行うとともに、このプランに基づいて、着実に事務事業の改善を進めています。

(4) 川崎市行財政改革プラン

少子高齢化の進む分権社会において、自治体に寄せられる市民の期待は一層の高まりを見せており、それに積極的に答えていかなければならない自治体の責務は、格段に重いものとなっています。一方、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。今から30年ほど前の高度成長全盛期にその原型が作られた現在の施策体系・サービス提供体制は多くの課題を抱えており、部分的な改良を積み重ねただけでは、極めて近い将来において、現行の市民負担で現行のサービス水準を確保することすら不可能な事態となっています。

そこで、本市は行財政改革プランを策定し、「民間活力を引き出す」ことと、「受益者負担以外の市民負担の増加を回避する」ことを前提として、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げる」ことを基本方針に改めて据えて、これまでの施策体系・サービス提供体制を例外なく見直し、中長期的に収支改善を図っているところです。

(5) 新たな総合計画と教育プランの関係性

本市では今後の進むべき方向性を具体的に示す「川崎市総合計画」を策定しています。この計画は川崎市全般の将来像となる計画ですから、市ではできるだけ多くの市民の積極的な参加・参画のもとに策定しているところです。

新総合計画基本構想では、まちづくりの基本目標を実現するために7つの基本政策を設定するとともに、施策全体の枠組みを30の政策の基本方向として掲げています。

かわさき教育プランは、新総合計画基本構想素案段階で示された基本政策「人を育て心を育むまちづくり」と基本政策「個性と魅力が輝くまちづくり」及び、その基本政策に付随する政策の基本方向「子育てを地域全体で支える」、「子どもが生きる力を身につける」、「生涯を通じて学び成長する」、「地域人材の多様な能力を活かす」、「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」、「川崎の魅力を育て発信する」、「文化・芸術を振興し、地域間交流を進める」などの内容と整合を図りながら策定を進めてきました。

8 時代潮流と教育

(1) 少子化

経済・社会の成熟化、男女共同参画の進展、将来への不安などが起因して、わが国の出生率は低下の一途をたどっています。平成 19 年には、わが国の総人口はピークに達し、その後は、人口減少時代を迎えることが予想されています。そうした人口減少社会では、労働人口の減少とともに、市民一人ひとりの社会における役割が増大するため、子どもの頃から、社会・地域へ貢献する意識の醸成や社会での実践力を身につけるための教育が求められてきます。

また、世帯あたりの子どもの数の減少は、親や親族の過保護、過干渉をもたらし、子どもたちは、より多くの管理・監視の目が働く社会の中で育つケースが多くなります。そうした環境下では、子どもの自立や子ども同士のコミュニケーションが妨げられる傾向にあるため、子どもが自ら考え行動する機会や子ども同士が主導的に交流する場の必要性が問われてきます。

さらに、学校現場においては、児童生徒の減少に応じて、学校や学級の適正規模・適正配置を検討していくとともに、空き教室、廃校などの学校施設を有効に活用していくことで、保護者や地域に開かれた学校を整備していく必要性があります。

(2) 高齢化

医学の進歩、保健衛生の向上、生活水準の向上などによって、わが国の平均寿命は伸長し、急速に高齢化が進んでおり、平成 18 年には、65 歳以上の人口の割合が 20% を超えることが予想されています。そうした高齢社会では、仕事や子育てを終えた高齢者が、元気にいきいきと自らの経験や能力を発揮し、社会を支える重要な一員として新たに活躍することが求められています。

そのためには、高齢者が生涯学習や社会・地域貢献を通じて生きがいを持ち、自己実現を図っていくための多様なニーズにあった学習環境の整備と能力を発揮できる機会の創出が不可欠です。学校施設や社会教育施設においては、高齢者も安心して快適に利用できるための、施設・設備や機器のユニバーサルデザイン化が必要です。また、地域の歴史・伝統を若い世代へ伝えるための交流の場の確保も重要となります。

さらに、人生を長い目を見たライフプラン、キャリアプランなどを、早い時期から意識するための機会を提供していくことが必要だと考えられます。

(3) 高度情報化

わが国では、インターネットやコンピュータ等の普及に伴い、大量の情報が流動する高度情報社会を迎えており、世界中の誰もが多様な知識や情報を入手し、発信し、交換できる環境が整いつつあります。同時に、専門性の高い多様な知識や情報が付加価値や新たな文化を生み出す知識社会へと移行しています。さらに、いつでもどこでもインターネットにアクセスできる便利なユビキタス社会の到来も間近に迫っています。一方で、テレビゲーム、ビデオ、携帯電話などの情報通信技術の普及や社会経済構造の変化により、子どもたちの間では、リアルなコミュニケーション機会の不足が課題とされています。

こうした高度情報化時代には、ITリテラシーと呼ばれる情報通信機器を扱う能力を習得することが重要であるとともに、人と人の直接的なふれあいや実体験の機会の確保も重要となります。さらに、大量な情報の中で、本当に必要な情報を適切に入手していくために必要な、物事を俯瞰する力や物事の見極める力を育成する教育が求められてきます。また、子どもたちの発達に応じた情報環境の提供、インターネット利用上のルール・倫理、情報セキュリティに関する意識の醸成も求められています。

デジタルデバイドと呼ばれる情報通信技術に関する社会層の格差（所得階層、年齢、居住地域などによる格差）だけでなく、情報通信技術を使った学習能力の格差（デジタルラーニングデバイド）を解消するための取組も必要だと考えられます。

一方で、インターネットの普及は、ネットワークを通じた教育関連施設の利用予約サービスの提供、学校教育・生涯学習に関する最新情報の提供やEラーニングの実施、市民のニーズの把握などを可能としていることから、教育分野においても情報通信ネットワークの効果的な活用は期待されています。

(4) 国際化

高速交通機関の発達、情報通信ネットワークの進展や経済水準の向上に伴い、人、モノ、資金、情報が自由に国境を超えて短時間で移動するグローバル化が急速に進んでいます。21 世紀の社会は、異なる民族、宗教、文化が出会ったり、混在したり、衝突したりする可能性が高まることから、自らの地域や民族、国の文化や歴史についての教養を深め、異文化を尊重し、ともに生きる態度や知識を得るための多文化共生教育や誰でも平等に受け入れるための人権尊重教育の重要性が高まっています。

グローバル化が進展する社会では、世界共通ルールをもとに、地球規模での競争が繰り広げられ、誰もが世界を相手に活躍できる可能性が高まります。そうした国際舞台での活躍を可能にするためには、英語をはじめとする他国の言語を駆使した国際コミュニケーション能力はもちろんのこと、技術面や文化面などで海外に負けない競争力の向上が、個人にも、社会にも求められています。

また、外国籍の児童生徒や市民、海外から帰国した児童生徒や市民などへの教育サービスの提供や彼らの力を十分に生かすための教育環境の充実が求められています。

(5) 社会・経済の成熟化

高度情報化と知識社会への移行、グローバル化による大競争時代への突入などの時代潮流の中で、わが国の社会・経済構造は、大きな変化を遂げてきました。製造業が中心の産業構造から、21世紀は高付加価値産業やサービス業が中心の産業構造へと沿革すると同時に、年功賃金や終身雇用などの従来型の雇用慣行が崩れはじめ、契約社員、転職、起業、在宅勤務などの就業形態の多様化が進んでいくことが予想されます。また、このように、産業・就業構造が変革した社会では、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める志向が強くなるとともに、一人ひとりの価値観が多様化するため、教育分野においても、多様な教育ニーズ・学習ニーズへの対応が求められます。

また、人間は誰しも、何不自由なく、常に満たされた状態で生活を続けていくと、精神・頭脳・身体のバランスが不安定になったり、健全な向上心の育成や我慢する力を習得することが困難になったりする可能性が出てきます。したがって、精神・頭脳・身体の健全なバランスやあきらめない気持ち、チャレンジなど精神を養うための教育機会を意図的、戦略的に提供することが必要となっています。

さらに、社会・経済の成熟した時代では、知識や技術の陳腐化が早いいため、生涯学び続けることの必要性を認識しておかなければならず、同時に、専門的な知識や技能を絶えず高めていくことが求められています。

(6) 地方分権、住民参加

地方分権の進展とともに、住民に密接した地方自治体が、自らの判断で政策やサービスを決定し、独自性や自立性を確保することが強く求められるようになってきました。また、住民ニーズの多様化に伴って、住民及び地域自らが政策決定やまちづくり、地域活動などに積極的に参画することが求められています。さらに、住民のボランティア活動やNPO・NGOの活動が社会・経済活動の主要な役割の一部を担うようになってきました。

こうした地方分権型の社会では、教育分野においても、地域の自己責任が問われ、今後は、地域格差が生じる方向に進む可能性が高いと考えられます。教育は、地域の魅力と密接に関わっていることから、教育行政が有効に機能している地域は、地域人口が増し、地域が活性化していくことが予想される反面、そうでない地域は、地域自体が衰退していく可能性も否定できません。

その際に、多くの地域住民が学校現場に参画し、学校運営も主体的に関与していくことが必要であり、また、その前提条件となる教育分野における情報公開を一層進めていく必要があると考えます。

9 関連資料一覧

(1) 事業計画書等

重点施策1 「川崎式で「生きる力」をつける」

- ・「川崎市における幼保一元化に向けた調査検討結果 - 中間まとめ - 」 平成16年4月 川崎市幼保連携検討委員会(学事課)
- ・「学校二学期制への取組～試行校の中間まとめ」 平成16年12月 川崎市教育委員会(指導課)
- ・「川崎市における特別支援教育の在り方について(まとめ)」 平成16年12月 川崎市特別支援教育検討委員会(指導課)

重点施策2 「個性が輝く学校」をつくる」

- ・「川崎市学校評価システム検討会議中間報告」 平成16年3月 川崎市学校評価システム検討会議(指導課)
- ・「読書のまち・かわさき」子どもの読書活動推進計画」 平成16年4月 川崎市教育委員会・「読書のまち・かわさき」事業推進委員会(指導課)
- ・「川崎市学校教育活動支援事業の今日的な意義と課題」 平成14年3月 川崎市学校教育活動支援事業研究協議会(指導課)
- ・「川崎市立高等学校教育振興計画」 平成15年5月 川崎市教育委員会(高校教育推進担当)
- ・「川崎市立高等学校学校間連携推進委員会」検討のまとめ」 平成16年11月 川崎市立高等学校学校間連携推進委員会(高校教育推進担当)
- ・「川崎市立高等学校人事交流推進委員会」検討のまとめ」 平成16年12月 川崎市立高等学校人事交流推進委員会(高校教育推進担当)
- ・「学校安全ハンドブック」 平成16年10月 川崎市教育委員会(指導課)

重点施策3 「教職員の力」を伸ばす」

- ・「教員の資質向上に関する調査研究報告書」 平成15年3月 教員の資質向上施策検討委員会(勤労課)
- ・「教員の資質向上に関する施策(指導力不足等教員への支援)」 平成16年1月 教員の資質向上施策検討委員会(勤労課)
- ・「教員の資質向上に関する施策(教員表彰制度)」 平成16年3月 教員の資質向上施策検討委員会(勤労課)

重点施策4 「地域に開かれた学校施設」にする」

- ・「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方 報告」 平成15年8月 川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会(企画課)
- ・「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置へ向けての取り組み」 平成15年12月 川崎市教育委員会(企画課)
- ・「こどもはつらつ おとないきいき～学校・家庭・地域をつなぐ川崎の教育～」 平成14年3月 川崎市社会教育委員会(生涯学習推進課)
- ・「平成16年度川崎市学校施設開放事業実施の手引き」 平成16年4月 川崎市教育委員会・(財)川崎市生涯学習振興事業団(生涯学習推進課)

重点施策5 「市民の学び」を支援する」

- ・「川崎市生涯学習推進基本計画」 平成5年3月 川崎市生涯学習推進基本計画策定調査委員会(生涯学習推進課)
- ・「学校を中心とした生涯学習推進への新たなとりくみ」 平成15年3月 川崎市生涯学習推進懇話会・川崎市教育委員会(生涯学習推進課)
- ・「川崎市生涯スポーツ振興基本構想」 平成5年3月 川崎市生涯スポーツ振興基本構想策定調査委員会(スポーツ課)
- ・「川崎市生涯スポーツ振興基本計画」 平成6年3月 川崎市生涯スポーツ振興基本構想策定調査委員会(スポーツ課)
- ・「子育ていいじゃんかわさき～川崎市保育基本計画～」 平成14年2月 川崎市(健康福祉局少子対策担当)
- ・「子育ていいじゃんかわさき～川崎市保育基本計画～事業推進計画」 平成15年5月 川崎市(健康福祉局)

重点施策6 「市民の力」を活かす」

- ・「川崎市における「地域教育会議」の取り組み」 平成10年4月 川崎市地域教育会議推進協議会・川崎市教育委員会
- ・「市民社会の成熟をめざして 地域での自立と連携」 平成16年3月 川崎市社会教育委員会(生涯学習)

推進課)

- ・「区行政改革の基本方向」 平成16年5月 川崎市・区行政改革検討委員会(総合企画局政策部)

その他

- ・「いきいきとした川崎の教育をめざして(報告)」 昭和61年11月 川崎市教育懇談会(企画課)
- ・「教育委員会事務事業改善プラン」 平成16年3月 川崎市教育委員会(企画課)
- ・「川崎市行財政改革プラン」 平成14年9月 川崎市(総務局行財政改革推進室)
- ・「出資法人の経営改善指針」 平成16年4月 川崎市(総務局行財政改革実施本部)
- ・「自治基本条例検討委員会 報告書」 平成16年8月 川崎市自治基本条例検討委員会(総合企画局政策部)
- ・「(仮称)川崎市次世代育成支援対策行動計画(素案)」 平成16年11月 川崎市(健康福祉局少子化対策担当)

(2) 年次事業報告書等

- ・「教育かわさき」 川崎市教育委員会(企画課)
- ・「学校教育の概要」 川崎市教育委員会(学校教育部)
- ・「事業報告書」 川崎市総合教育センター
- ・「社会教育要覧」 川崎市教育委員会(生涯学習部)
- ・「活動報告書(教育文化会館・市民館)」 川崎市教育委員会(生涯学習推進課)
- ・「川崎市図書館活動報告書」 川崎市教育委員会(生涯学習推進課)
- ・「川崎のスポーツ事業概要」 川崎市教育委員会(スポーツ課)

(3) 調査・統計

- ・「児童・生徒数・学校数等調査」 年刊 川崎市教育委員会(企画課)
- ・「年刊教育調査統計資料」 年刊 川崎市教育委員会(企画課)
- ・「川崎市民意識実態調査報告書」 年刊 川崎市(総務局報道・市民の声担当)
- ・「川崎市政及び区政に関する市民1万人アンケート報告書」 平成15年3月 川崎市(市民局区政課)
- ・「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」 平成15年7月 川崎市・川崎市子どもの権利委員会(市民局人権・男女共同参画室)
- ・「かわさき・子どもの生活実態調査」 平成15年12月 川崎市総合教育センター
- ・「川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書」 平成16年5月 川崎市(健康福祉局少子化対策担当)

10 語句説明一覧表

語句	最初に出てくるページ	説明
グローバル化	1	世界各地の経済や文化などが、国境や人種を越えて広まっていく状態。
学級崩壊	1	児童の私語や勝手な行動によって授業が成立しない状態が一定期間継続するなど、正常な学級活動ができない状況になった学級。
協働	1	共通の目的の実現のために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに協力しあうこと。
ネットワーク化	2	複数の主体が、自立性を保ちながら結合し、情報を相互に交換することなどができる状態。
PDCA サイクル	2	計画(plan)、実施(do)、検証・評価(check)、改善・見直し(action)の頭文字を取ったもの。行政や企業などが、計画から改善までを一貫して行い、さらにそれらを循環させて、次の計画・事業に活かそうという考え方。
コミュニティ	3	人々が共同体としての意識を持ちながら、共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集合体。地域社会。
コミュニケーション能力	5	言葉・文字・身振りなどで、互いに意思や感情を伝達し合い、望ましい対人関係を構築・維持していくための知識や能力。
自尊感情	6	自分を肯定し、自信を持って価値あるものとして誇ることが出来る気持ち。自分の全てを受け入れ、その存在を認めることのできる感情。(=自己肯定感)
少人数指導	6	各教科の指導場面ごとに学級の枠を超えて、子どもの学習の習熟状況(習熟度別)や、興味・関心などに基づいた課題設定(課題別)などに応じて少人数の学習グループを作り授業を行う。
教育課程	7	法令に従って、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画。
巡回相談システム	8	障害児教育に関する専門的知識を持った人が、各学校を巡回しながら、通常級に在籍する障害のある児童生徒に対する指導方法や指導計画等に対する助言を行う。
LD	8	Learning Disability の略。日本では一般に「学習障害」と訳される。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。
ADHD	8	Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。日本では一般に「注意

		欠陥/多動性障害」と訳される。年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意、及び・又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
高機能自閉症	8	3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。
行政区	9	政令指定都市に設けられる区。行政の事務処理の便宜のためにおかれている区域で、自治的機能は持たない。本市には、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の7つの行政区が置かれている。
社会教育施設	11	市民館、図書館、博物館、美術館、スポーツ施設など、社会教育の振興を図ることを目的とする施設。
市民利用施設	11	こども文化センター、老人いこいの家、保健福祉センター、など、多くの市民が利用する施設。
コーディネーター	11	物事が円滑に進むように調整し、まとめる役割を持った人。
NPO	11	Non Profit Organization の略。政府・自治体や企業などとは別に、社会貢献活動を行う営利を目的としない組織・団体。特定非営利活動法人。
総合型地域スポーツクラブ	11	「いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも」スポーツに親しむことを目的に、地域住民が自主的に運営する地域に根ざしたスポーツ・クラブのしくみ。スポーツに限らず文化活動も含み地域コミュニティの活性化を理念としている。
司書教諭	11	教諭の資格を有し、司書教諭講習を受講して司書教諭の資格を得て、任命権者に司書教諭として発令された者をいう。学校図書館で図書の収集・整理や、児童・生徒が読書に対する興味・関心をもつような取組を行うなど、学校図書館の専門的職務を所掌する。「学校図書館法」の改正により平成15年度から12学級以上の小中高校に、司書教諭を置かなくてはならないことが定められた。
ライフステージ	14	人の一生を年齢などによって区切った、それぞれの段階。
フィードバック	15	結果を踏まえて、結果の元となった取組や原因を修正すること。
不登校	15	何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態(病気や経済的な理由によるものを除く)。
再転用可能教室	16	本来の目的(学校教育)とは異なる用途にあてることができる教室のこと。
デイサービスセンター	18	在宅介護を受けている高齢者に、日帰りで入浴、食事等のサービスや相談・助言、機能訓練などを行う施設。
データベース	20	そこにアクセスすればすべての情報が得られるように、相互に関連するデ

		ータを整理・統合して、必要に応じて情報を検索できるしくみ。
レファレンス	20	必要としている資料や情報について、調査・検索方法をアドバイスしたり、相談に応じたりすること。
団塊の世代	21	第二次大戦直後のベビー・ブーム時(1947年から1949年まで)に生まれた世代。
シニア世代	21	本市においては、概ね50歳以上の年長者の世代を示す言葉として使っている。
キャリア	21	生涯を通じて経験する自らの職場や仕事の履歴。
リカレント教育	21	一度学校を卒業して社会に出た者が、必要に応じて学校やそれに準ずる教育・訓練機関で学習することが可能であるような教育システム。
スクールカウンセラー	27	いじめや不登校、問題行動等の問題の予防と解決のため、学校で生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行うとともに、保護者からの相談、教職員の研修にあたる臨床心理士などの専門家。
フリースペース	27	不登校やひきこもりなどの人たちに学校以外の居場所を提供する施設。
セクハラ	27	Sexual Harassment(セクシャルハラスメント)の略。学校における「セクハラ」は、学校において教職員が、その立場を利用するなどして、児童生徒とその関係者を不快にさせる性的な言動を行うこと、またはこれを繰り返すこと。
ランチサービス方式	28	希望する生徒が、安全で栄養バランスのとれた昼食用のお弁当を購入することができる方式。中学校で実施。
定時制課程	28	修業年数が3年以上で、夜間その他特別の時間に4時間程度の授業を行うことを前提とした高等学校の課程。
幼保一元化	32	福祉施設である保育園と幼児教育機関である幼稚園が、それぞれの機能を活かしながら一体化していこうとする考え方。
全日制課程	37	修業年数が3年で、昼間に6時間程度の授業を行うことを前提とした高等学校の課程。
eラーニングシステム	39	コンピュータネットワークを活用した教育や研修。利用者はパソコンを使い、自分の都合に合わせて学ぶことができるという特徴がある。
ビオトープ	41	ここでは学校ビオトープを指し、環境教育の教材として学校敷地内に作り出された地域の野生の生き物が自立・循環して生息することのできる空間。
LAN	42	Local Area Network(ローカル・エリア・ネットワーク)の略。庁舎や校舎等で使用されている、コンピュータやプリンター等の情報機器を相互に接続するために設置されたネットワークのこと。
母子保健サービス	44	母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、育児相談など、妊娠、出産、育児にわたって、自治体が親と子どもに対して行う保健サービス。

ハード、ソフト	4 8	プランにおいては、「ハード」とは、建物や設備などの物理的な形の存在するものを意味し、「ソフト」とは、制度やしきみ、人的ネットワークなどの物理的な形の存在しないものを意味する言葉として使っている。
ヤングテレホン相談	5 0	友だち、家庭、学校など、青少年の悩み事についての相談を受ける制度。相談の方法は、電話相談と面接相談がある。
アートセンター	5 6	芸術のまち構想を推進するための核となる充実した文化活動を行うことができる施設。
アートマネージャー	5 6	文化施設の運営や文化芸術振興に関する取組みを企画・実施する者。
トップアスリート	6 0	全国大会で活躍し、オリンピック等の世界大会に出場するような能力を持つ競技者。
包括外部監査	6 7	平成 1 0 年度の地方自治法の改正によって設けられた制度で、都道府県・政令市等が外部の専門家と契約を締結して行う監査。

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点施策	所管課
1 幼児・学校教育	子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成 1-1	いのちの教育・こころの教育の推進 1-1-(1)	26		いのち、こころの教育の推進	1-	指導課
					人権尊重教育の推進	1-	人権担当
					子どもの権利学習の推進(*) 性に関する教育の充実		健康教育課・指導課
		いじめ・不登校等への対応 1-1-(2)	27		いじめ・不登校等への対応		人権担当・指導課・生涯学習推進課
					不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実 人権意識を高めるための研修等の充実		人権担当・指導課・センター
		健やかな身体・育成 1-1-(3)	27		健康・体力の向上	1-	指導課・健康教育課
					部活動の充実		指導課
					健康教育の推進		健康教育課
					「食に関する指導」の充実		
					学校給食の充実		
		「確かな学力」の育成 1-1-(4)	28		薬物乱用防止教育の充実		健康教育課・指導課
					読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底	1-	指導課・センター
					自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成	1-	
					思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実	1-	
		川崎らしさを活かした学習機会の提供 1-1-(5)	29		表現力・コミュニケーション能力の向上	1-	
					「確かな学力」にかかる学習状況調査の導入	1-	指導課
					読書のまち・かわさき関連事業の推進(*)	2-	指導課・生涯学習推進課
					音楽のまち・かわさき関連事業の推進		指導課・総合企画局
		「生きる力」の向上のための環境づくり 1-1-(6)	30		21世紀子どもサイエンス事業の推進		指導課・文化財課
					子どもの権利学習の推進(再掲)		人権担当
					多文化共生教育の推進		人権担当・指導課
		社会の変化に対応できる能力の育成 1-1-(7)	30		少人数学級等の推進	1-	指導課・教職員課
					少人数制指導などきめ細かな学習指導の推進	1-	
					学校二学期制の導入		指導課
					情報活用能力の育成		
					国際理解教育の推進		
		幼児教育の充実 1-1-(8)	31		小学校での英語活動の推進		
					環境教育の推進		
					福祉教育の推進		
					望ましい勤労観・職業観の形成(キャリア教育の推進)		
		特別支援教育の推進 1-1-(9)	32		幼稚園教育の充実		学事課
					幼保一元化の検討(*)		学事課・健康福祉局
					就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成(*)		幼児教育センター
		多様な教育機会・支援体制の整備 1-1-(10)	33		幼児教育関係職員の研修・研究		
					幼児教育センターと関係機関の連携		
					家庭の教育力の向上(再掲)	1-、5-	生涯学習推進課
					小中学校における特別支援教育の推進	1-	指導課・センター
		地域に根ざした特色ある学校づくり 1-2	34		聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり	1-	
					聾・養護学校・重度重複障害児学級の適正配置の検討	1-	
					就業援助の実施		学事課
					奨学金事業の実施		
					学校と家庭の連携・相談の促進(*)		指導課・センター
		地域教育資源の活用 1-2-(2)	35		海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実(*)		
					夜間学級の実施		指導課
					学校の裁量権の拡大	2-	教職員課・学事課・指導課
		子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進 1-2-(3)	36		学校評価システムの確立	2-	指導課
					学校の情報公開の推進	2-	指導課・センター
	学校経営アドバイザーの配置(再掲)			2-	指導課		
	川崎市教育改革推進協議会(仮称)の設置(再掲)			6-	企画課		
子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備 1-2-(4)	36		効果的な学校運営費等の執行		学事課		
			地域人材等の活用	2-、6-	指導課・生涯学習推進課・スポーツ課		
			商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進(*)	2-	指導課・生涯学習推進課		
			地域における体験活動の推進(*)		指導課		
			ボランティア等の外部人材の確保		教職員課・指導課		
地域に根ざした市立高等学校づくり 1-2-(5)	37		地域の文化財を活用した学習機会の提供(再掲)		指導課・文化財課		
			地域住民との連携による学校の安全対策の推進		指導課・健康教育課・生涯学習推進課		
			子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進	2-、6-	指導課		
	地域運営学校の設立の検討	2-、6-					
	P T Aとの連携		指導課・生涯学習推進課				
	中学校区地域教育会議との連携	2-	生涯学習推進課				
	子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善	2-	教職員課・高校担当・指導課・幼児教育センター				
	就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成(再掲)		幼児教育センター				
	幼稚園・保育所と小学校の連携の促進						
	小中一貫教育の検討		指導課				
	中高一貫教育の検討		指導課・高校担当				
	新たな市立高等学校の創造		高校担当				
	学校間連携の推進						
	家庭・地域との連携						
	教育内容の市民への提供						

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点施策	所管課
1 - 3	教職員の力量形成と自己成長	教職員の人事管理制度の再構築 1 - 3 - (1)	38		管理職登用制度の見直し	3-	教職員課
					教職員の採用方法の改善	3-	教職員課・勤労課
					人事評価制度の見直し	3-	センター
		実践的な学校・教職員の支援体制づくり 1 - 3 - (2)	38		総合教育センターの機能強化	3-	指導課・センター
					教職員に対する専門家等の支援	3-	指導課・センター
					教職員相互の相談・支援体制づくり		教職員課・センター
		教職員の成長のための研修プログラムの再編 1 - 3 - (3)	39		ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編	3-	教職員課・センター
					教職員の自己研修活動への支援		センター
					教職員のIT活用研修の充実		指導課・センター
	学校施設の整備と充実 1 - 4	安全で快適な学校施設の整備 1 - 4 - (1)	41		各学校・各教職員の優れた教育実践の普及	3-	指導課・センター
					教職員の企業等体験研修		教職員課・センター
					校舎の耐震性の確保	4-	計画課
		コミュニティの拠点としての学校の整備 1 - 4 - (2)	41		学校の防犯システムの整備		管理課
					環境に配慮した学校施設整備		
					教室等の快適化		
効果的な指導を支援する施設設備の整備 1 - 4 - (3)	42		学校施設の有効活用の推進(再掲)	4-、5-	管理課・指導課・生涯学習推進課		
			他の公共施設等との合築・複合化の推進	4-	計画課		
計画的な学校施設の整備 1 - 4 - (4)	42		学校施設管理に関する地域住民との協働の推進		計画課・管理課・生涯学習推進課		
			ITを活用した学習環境の整備		指導課・センター		
2 家庭・地域における教育	安心して子育てできる地域づくり 2 - 1	保育サービスの充実 2 - 1 - (1)	43		多様な保育サービスの充実		健康福祉局
					幼保一元化の検討(再掲)		健康福祉局・学事課
		子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実 2 - 1 - (2)	43		保育・幼児教育に関する情報提供		学事課
				小児救急医療体制の充実		健康福祉局	
				母子保健サービスの向上			
	地域の安全性の確保 2 - 1 - (3)	44		親子参加型健康づくり教室の開催			
				障害児発達支援			
				通学路の安全性の向上		健康教育課	
	家庭教育の充実と子育ての支援 2 - 2	子育ての支援の充実 2 - 2 - (1)	45		地域における防犯対策の充実		指導課・生涯学習推進課
					子どもの安全にかかわる関係機関との連携		指導課
					幼児教育センター、地域子育て支援センターの充実		幼教センター・健康福祉局
		家庭教育・子育てに関する相談機能の強化 2 - 2 - (2)	45		地域子育て支援活動の充実		生涯学習推進課・健康福祉局
					ひとり親家庭の支援		健康福祉局
					児童虐待防止体制の強化		
		家庭教育・子育てに関する意識啓発 2 - 2 - (3)	46		子育て支援活動のネットワーク化	5-	生涯学習推進課
				学校と家庭の連携・相談の促進(再掲)		指導課・センター	
				家庭教育・子育てに関する庁内連絡会の開催		生涯学習推進課・健康福祉局	
子育てネットワークの形成と学習機会の充実 2 - 2 - (4)	46		海外帰国・外国人児童生徒等の就学支援・相談体制の充実(再掲)		指導課・センター		
			イベントや各種事業における家庭教育・子育てに関する意識啓発の推進		生涯学習推進課・健康福祉局		
			企業等に対する子育てしやすい就労環境づくりの要請		市民局		
子どもが健やかに育つ地域づくり 2 - 3	居場所・遊び場の確保 2 - 3 - (1)	48		親子参加型事業の展開		生涯学習推進課・健康福祉局	
				家庭の教育力の向上(*)	1-、5-	生涯学習推進課	
				学級や講座に併設する保育サービスの充実			
				家庭教育・子育てに関するデータベースの作成			
	地域における様々な学習・体験の機会の提供 2 - 3 - (2)	48		子ども文化センターの充実		市民局	
				わくわくプラザの充実		生涯学習推進課	
				子ども夢パークの充実		生涯学習推進課・市民局	
				子ども会等各種青少年団体の活動支援		スポーツ課	
	青少年の健全な育成の推進 2 - 3 - (3)	49		地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援		生涯学習推進課・文化財課	
				自然体験・学習・活動の機会と自然系博物館の充実		文化財課	
				博物館施設における体験学習の推進		指導課・生涯学習推進課	
				商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進(再掲)	2-	指導課	
	地域における体験活動の推進(再掲)		指導課				
	読書のまち・かわさき関連事業の推進(再掲)	2-	指導課・生涯学習推進課				
	青少年教育施設を拠点とした青少年の居場所づくり		生涯学習推進課				
	相談体制の充実		指導課・センター				
	非行の早期発見・指導の体制づくり		指導課				

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点施策	所管課
3 社会教育・文化・スポーツ	市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり 3 - 1	市民の主体的な学習を支えるシステムの充実 3 - 1 - (1)	51		市民館を拠点とした生涯学習の推進	5-	生涯学習推進課
					生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供(*)		生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課
					図書館機能の充実	5-	生涯学習推進課
					社会教育施設の整備(*)	5-	
					運営審議会の充実		
			学校施設の有効活用の推進(*)	4-・5-	管理課・指導課・生涯学習推進課		
			社会教育関係職員の研究・研修		生涯学習推進課		
		行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進 3 - 1 - (2)	52		行政区生涯学習推進会議の見直し		
					行政区・中学校区地域教育会議の活性化(*)	6-	
					行政区における教育支援体制の整備(再掲)	2-・6-	
					地域教育サポーター制度(再掲)	4-・6-	
		市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かすしくみづくり 3 - 1 - (3)	53		市民教育の推進	5-	
					シニア世代の活力を地域で活かすための支援	5-	
					かわさき市民アカデミー事業の推進 ボランティア活動の支援		
		社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築 3 - 1 - (4)	54		学校教育施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化	4-・5-	
				生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供(再掲)		生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課	
	社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築 3 - 1 - (5)	54		市内の高校・専門学校・大学・企業との連携	5-	高校担当・生涯学習推進課	
				図書館の就労支援・ビジネス支援機能の充実		生涯学習推進課	
	文化・芸術活動の推進 3 - 2	市民文化・芸術活動の支援 3 - 2 - (1)	56		文化施設の基盤整備とネットワーク化の推進		文化財課・市民局
					市民文化活動の支援と文化活動情報提供システムの構築		市民局
					各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成		
					文化・芸術交流の推進		
					地域性・国際性豊かな文化施策の推進		
		文化財の保護・活用 3 - 2 - (2)	57		文化財の調査・保存		文化財課
					橘樹郡街推定地の保存・整備		
		魅力ある博物館づくり 3 - 2 - (3)	57		地域の文化財を活用した学習機会の提供(*)		
					文化財を活用した地域振興		
音楽によるまちづくりの推進 3 - 2 - (4)		58		博物館施設の管理・運営			
				市民参加による博物館活動の推進			
				各種イベントの開催支援 音楽に関する情報発信支援 ミュゼザ川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致		総合企画局・市民局	
地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進 3 - 3	生涯スポーツの推進 3 - 3 - (1)	59		総合型地域スポーツクラブの育成	5-	スポーツ課	
				多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進			
				スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進			
	競技力の向上 3 - 3 - (2)	59		各種競技大会の開催・支援			
				指導者の養成			
				スポーツ団体・協会等との連携			
	スポーツ環境の充実 3 - 3 - (3)	60		一貫した指導体制の整備			
				スポーツ施設の管理・運営			
	ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり 3 - 3 - (4)	61		社会教育施設の整備(再掲)	5-		
				スポーツボランティアの育成・活動の場の提供			
			スポーツ情報提供の充実				
			トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援 市民によるホームタウンスポーツの推進 Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり 大規模スポーツイベント等の開催・誘致				
共に支え生きる社会の創造 3 - 4	人権教育の推進 3 - 4 - (1)	62		人権フォーラムの開催		市民局	
				人権・同和研修の充実		人権担当・生涯学習推進課	
				平和・人権学習の推進		生涯学習推進課	
				人権・同和啓発の推進		市民局	
	子どもの権利保障の推進 3 - 4 - (2)	62		男女平等推進学習の充実		生涯学習推進課	
				子ども会議の充実		生涯学習推進課・市民局	
	共生社会の推進 3 - 4 - (3)	63		子どもの権利に配慮した学習機会の提供		生涯学習推進課	
			外国人市民のための識字(日本語)学級の充実				
			障害者社会参加活動の支援 社会人学級の推進 図書館における外国人や障害のある市民の学習支援				

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点施策	所管課
4 教育行政	教育支援体制の再編 4 - 1	市民参加による教育支援体制の充実 4 - 1 - (1)	64		行政区・中学校区地域教育会議の活性化(再掲)	6-	生涯学習推進課
					学校教育推進会議の活動促進(再掲)	2-・6-	指導課
		専門的な教育支援体制の整備 4 - 1 - (2)	65		川崎市教育改革推進協議会(仮称)の設置(*)	6-	企画課
					大学や研究機関との連携		センター
		行政区単位での支援体制の整備 4 - 1 - (3)	65		行政区における教育支援体制の整備(*)	2-・6-	企画課・指導課・生涯学習推進課
					学校経営アドバイザーの配置(*)	2-	指導課
				地域教育サポーター制度(*)	4-・6-	生涯学習推進課	
	教育行財政の改革 4 - 2	教育委員会の事務事業の改善 4 - 2 - (1)	67		行政区地域教育会議との連携		
					教育委員会事務の改善体制の確立		事務改善担当・庶務課・教職員課・勤労課・学事課
					補助委託事業執行の改革		
					外部団体の改善		
					物品管理の徹底		
				組織の適正化と人件費削減			

[現況と課題] 一覧

基本政策(4)	現況と課題		ページ
1 幼児・学校教育	子どもの権利保障に向けた教育・学習		97
	児童生徒指導	いじめ	98
		不登校	98
		いわゆる「学級崩壊」	99
	子どもの体力		99
	学校体育・運動部活動		99
	給食		100
	学校生活・授業		100
	少人数指導・少人数学級		101
	外国人教育 (多文化共生教育)の推進		102
		情報環境・情報教育	
	教育における国際化	E A F・A L Tの派遣	103
		外国籍児童生徒・海外帰国児童生徒の教育	103
	幼児教育		104
	特別支援教育		104
	学校評価制度		105
	学校情報の公開		105
	地域と学校の関係	地域に根ざした特色ある学校づくり	105
		学校教育推進会議と子どもの参加	106
	学校運営		106
	子どもの成長の連続性と校種間の接続		106
高校教育			107
教職員	管理職の登用	107	
	教職員の採用・研修・評価	108	
教育環境	学校運営上の危機管理	108	
	学校の設備・環境	109	
	学校・園の推移	109	
	学校施設開放	110	
2 家庭・地域における教育	幼児期の教育に望まれるもの		111
	家庭の教育力		111
	地域における子育て		112
	地域における子どもの姿		113
3 社会教育・文化・スポーツ	市民の学習活動		116
	市民館などの社会教育施設	市民館	116
		図書館	117
		青少年教育施設	117
	地域教育会議		118
	学習成果の活用(地域人材、ボランティア活用)		118
		文化財の保護と活用	
	博物館施設の運営・整備		119
	生涯スポーツの推進(総合型地域スポーツクラブの育成)		119
		スポーツ環境・指導体制の整備	
	市民スポーツ活動の活性化		121
地域における多文化共生教育		122	
4 教育行政	教育委員会		123
	政令市への権限委譲		123
	教育委員会事務局		123
	教育委員会管轄部署の財務・事務		123

かわさき教育プラン（案）

～市民の力が教育を変える～

（答申）

発行 かわさき教育プラン策定委員会
編集 かわさき教育プラン策定委員会事務局
(川崎市教育委員会総務部企画課)
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル3階
電話 (044)200-3244 FAX (044)200-3950

E-mail 88kikaku@city.kawasaki.jp

ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88kikaku/home/plan/index/index.htm>